

2012年5月25日
大和総研金融調査部
制度調査担当部長
吉井 一洋

「包括利益の表示に関する会計基準（案）」等へのコメント

1.包括利益を個別財務諸表でも表示することを希望する。

◇多くのアナリストが将来の業績を予測する上でベースとしているのは本業の利益（営業利益）である。有価証券の売却損益や特別損益など事前に予測が困難な調整項目が含まれた当期純利益でもなく、有価証券や年金資産などの価格変動を反映した包括利益でもない。したがって、包括利益を表示したからといって、アナリスト等の財務諸表利用者をミスリードするとは考えづらい。

◇むしろ、包括利益を表示することで、アナリストや機関投資家のみならず、一般投資家にとっても、資本取引以外の純資産の増減の要因の把握・分析（少なくとも「当期純利益」と「その他の包括利益」の別の影響の把握・分析）が容易になり、その企業が潜在的に抱えているリスクを把握することにも役立つものと思われる。

◇また、個別財務諸表には、配当原資としての処分可能額の把握という役割がある。その役割から見れば、例えば下記の場合は、当期純利益だけを表示するよりも、当期純利益と包括利益の両方を表示した方が、有用性が高いと思われる。というのも、その他有価証券評価差額金がマイナスの場合は、その分、処分可能額は減額されるからである。

- (1) その他有価証券評価差額金がマイナスに転じる場合、あるいはその他有価証券評価差額金のマイナス幅が拡大する場合。この場合、通常は「当期純利益」>「包括利益」となっている。「包括利益」が「当期純利益」を下回っている状態を示すことで、当期純利益の分だけ処分可能額が増加するわけではない旨を、アナリストや機関投資家のみならず、一般の投資家にも注意喚起することができる。
- (2) 前期末のその他有価証券評価差額金がマイナスの企業において、その他有価証券評価差額金のマイナス幅が縮小する場合。この場合は、通常は当期純利益<包括利益となっており、逆に、当期純利益を超えて処分可能額が増加する旨を、より幅広く知らしめることができる。

2.連結財務諸表を作成していない企業に対しては、連結財務諸表を作成している企業との比較を容易にするために、個別財務諸表での包括利益の表示を義務付けてほしい。

3.個別財務諸表において包括利益の表示を強制しないのであれば、任意での表示を認めるべきである。

◇包括利益を任意で表示する企業は、その方が財務諸表利用者の適切な理解に資すると判断して表示するのであり、それを禁止することは、かえって市場における当該企業への適正な評価を妨げることになるのではないかと思われる。

4.個別財務諸表で包括利益を表示しない企業は、注記により包括利益を開示していただきたい。その際には、新退職給付会計の連結・単体での相違も調整した数値を開示してほしい。

◇財務諸表利用者は、現在、連結と個別とで異なる会計基準が適用されることをやむを得ず受け入れてはいるが、連結と個別で異なる基準が適用されることを望んでいるわけではない。新退職給付会計、今回の包括利益の公開草案と、基準の相違による影響を注記しない取扱いが続いているが、連結と個別の比較・分析を容易に行えるよう、基準の相違による定量的な影響を開示していただきたい。

◇このような注記を省略することで、金融商品取引法上の開示における個別財務諸表の開示が、なし崩し的に廃止されないか、懸念されるところである。